

哲学の道デザイン検討会議 傍聴に関する注意事項等

- 1 傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員及び傍聴の手続きは次のとおりです。
 - (1) 傍聴者の定員は6名です。
 - (2) 傍聴を希望する者は、会議開始の45分前から15分前までに、受付で所定の用紙に住所及び氏名を自署してください。
 - (3) 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定します。
- 2 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (3) 拡声器、はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、プラカード、垂れ幕、旗、のぼり、張り紙、ビラ、その他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
 - (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 3 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴してください。
 - (1) 会議場において発言しないこと。
 - (2) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) みだりに席を離れ、又は騒ぎ立てる等の行為をしないこと。
 - (5) 撮影、録音等これに類する行為をしないこと。
 - (6) 携帯電話その他音の発生するおそれのある機器の電源を切ること。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。
 - (8) 議長又はその命を受けた者の指示に従うこと。
- 4 報道機関の特例は次のとおりです。
 - (1) 報道機関の記者席を設けます。
 - (2) 報道機関は会議の冒頭に限り、写真の撮影、録画、録音等をすることができます。
- 5 傍聴者がこの規定に違反した場合、議長又はその命を受けた者は、当該傍聴者を退場させることができます。